

意見書

平成21年7月31日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさか し きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ
氏 名 株式会社 ケイ・オブティコム
とりしまりやくしゃちょう ふじの たかお
取締役社長 藤野 隆雄

連絡先

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証の対象		意見
1 指定電気通信設備制度に関する検証	(3)禁止行為に関する検証	<p>1. 家電量販店等を通じた営業活動について</p> <p>家電量販店等でのNTT東西・NTTコミュニケーションズ・NTTドコモの各サービスの一体的な販売活動について、これまでの競争セーフガード制度の検証において、各事業者から多くの問題提起がされてきましたが、検証結果においては、NTT各社自身が排他的な取引をしているわけではなく、家電量販店等の経営判断によるものとされており、</p> <p>しかしながら、結果的に家電量販店等において、特定関係事業者やドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻害するものであり、またNTT再編の趣旨にも反するものであると考えます。</p> <p>このため、家電量販店等において、NTT各社のサービスを優先的に取り扱う、あるいは一体的に販売するといった経営判断に至る要因を分析のうえ、NTT各社及びその子会社による営業活動のなかで、このような経営判断を誘引するような施策がとられていないかについて、改めて検証することが必要と考えます。</p>
2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	(1)検証の対象	<p>1. 「フレッツ・テレビ」の広告展開について</p> <p>「フレッツ・テレビ」に関して、本年2月のNTT東日本に対する行政指導において、「利用者がフレッツ・テレビサービスをNTT東日本による放送サービスと誤解することなく、放送サービスの提供主体が他社であることについて明確に理解できるようにするため、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記すること」とされました。</p> <p>その点に関して、NTT西日本の広告において、一定の配慮がなされているものの、それ以上に、「NTT西日本の会社ロゴ」や「CM等で採用しているキャラクター」を大きく露出させており、そもそもサービス名称に「フレッツ」を使っていることと相まって、明らかに「フレッツ・テレビ」がNTT西日本の放送サービスであると利用者が誤解するものになっております。</p> <p>また、弊社がプロモーション展開している放送サービスの広告と類似の広告構成を採用している事例があることから、競合他社を意識して「フレッツ・テレビ＝NTTの放送サービス」とプロモーションしようとする意図が伺えます。</p> <p>以上のように、放送事業への参入を許されていないNTT西日本が、あたかも放送サービスを提供しているかのように認識させる広告が今だ行われているため、単にサービス提供主体の記載だけではなく、広告全体として利用者に誤解を与えることのないよう、NTT西日本に対して改めて指導すべきであると考えます。</p>

検証の対象	意見
<p>2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証</p>	<p>(1)検証の対象</p> <p>2. 「光ぐっと割引」について</p> <p>地域限定キャンペーンとして4年以上継続して実施されており、既に恒常的な割引メニューとなっているNTT西日本の「光ぐっと割引(※)」について、以下の事項を検証することが必要と考えます。</p> <p>① FTTH市場環境の変化やFTTHの普及状況等を踏まえ、地域毎に提供料金を変えることの合理的な理由が今だ存在するののかについて、利用の公平の観点から改めて検証することが必要と考えます。</p> <p>② 活用業務制度を利用して提供されているNTT西日本のフレッツ光やひかり電話の利用者料金について、「光ぐっと割引」が適用されることによって、適正コストを下回る競争阻害的な料金設定になっていないか検証することが必要と考えます。</p> <p>※フレッツ光の月額利用料が最初の1年間:3,150 円(税込)となる割引。大阪府・京都府・兵庫県・愛知県・静岡県・広島県・福岡県を対象に地域限定で、平成 17 年から実施。</p> <p>3. プラットフォームビジネスを通じたNTTグループの連携について</p> <p>本年5月のNTT持株会社によるNTTグループの決算発表において、上位レイヤビジネスの取組み例として、NTTグループ各社のネットサービスIDでパートナーのサービスが利用可能になる「NTTシングルサインオン(仮称)」が紹介されております。</p> <p>詳細仕様やサービス提供主体は、明確ではないものの、このような取組みは、NTTグループ各社が培った顧客基盤を梃子にNTTグループの一体化を志向するものであり、また電気通信市場における市場支配力を、上位レイヤ市場に行使しようとするものであると考えます。</p> <p>一方、本年7月に、NTTブロードバンドプラットフォームによって、屋外ではNTTドコモの携帯電話網もしくはNTTコミュニケーションズ等の公衆無線LANと接続でき、屋内ではNTT東西のフレッツ光用のルータとして活用できるポータブルコグニティブ無線ルータが発表されております。</p> <p>これは、端末レイヤを核として、NTTグループ各社のサービスを融合・連携しようとする取組みであると考えます。</p> <p>そもそもNTTグループの一体的活動は、NTT再編時の趣旨に反するうえ、仮に、これら取組みを通じて、NTTグループ事業者の優先的な取扱いや顧客の囲込みが行われた場合、公正競争が阻害されることから、取組み内容の詳細を確認のうえ、その是非を含めて検証いただく必要があると考えます。</p>

検証の対象	意見
その他	<p>1. これまでの行政指導に対するNTT東西の措置内容について</p> <p>2007年度・2008年度の検証結果をもとに、NTT東西に対して二度にわたり行政指導がなされましたが、当該指導に対して、NTT東西が実施した措置は、全て「文書による指示」「会議における周知徹底」といった一過性のものであることから、継続的に遵守徹底が図られるとは到底思えません。</p> <p>コンプライアンス徹底を図る場合、社内規定化や管理組織の設置等によって、継続的な取組みを推進することが一般的であることから、NTT東西においても、同様の組織的な対策を行う等、第三者からみても実効性が期待でき、また納得性のある措置を講じるよう改めて指導すべきであると考えます。</p> <p>仮に、NTT東西自身において、従前以上の措置がとられないならば、継続的な取組みを促すことを目的に、総務省殿から、過去の指導内容を累積して、毎年指導を行うことも検討すべきであると考えます。</p> <p>また、県域子会社役員とNTT東西役員の兼務状況について、総務省殿の公表において「経営上の秘密に属する情報であるため省略」とされておりますが、ホームページ等で役員状況を公表しているケースが多いなか、当該兼務状況が何故経営上の秘密情報に該当するのか理解できません。</p> <p>このため、基本的には公表すべきであると考えますが、仮に公表できないのであれば、どのような理由で経営上の秘密に属する情報と判断されるのかを明示すべきであると考えます。</p>

以 上